

在宅療養生活を応援します

西東京市では、在宅で生活する医療的ケアが必要な方が、住み慣れたご自宅で最期まで在宅生活を続けられるように支援するため、「在宅療養後方支援病床確保事業」を実施しています。

この事業は、在宅で療養生活を送る高齢者が、緊急かつ一時的に在宅生活の継続が困難となったときに、適切な療養及び治療等を受けることが出来るように支援することを目的としています。

ご利用を希望の際は、かかりつけ医へご相談ください。



在宅*医療
MOTTO ZAITAKU IRYO

ききょうの花プロジェクトロゴマーク

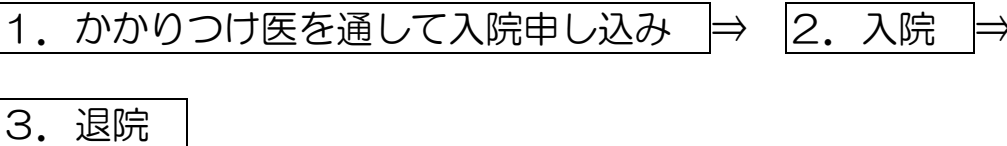
【在宅療養後方支援病床確保事業】

西東京市

在宅療養後方支援病床確保事業

利用のご案内

【ご利用の手順】



1. 入院の申し込みについて

入院をご希望の際は、必ずかかりつけ医へお申し出ください。かかりつけ医が病院へ連絡します。

《利用できる方》

○西東京市民の方で、かつ次のすべてに該当する方

- ・65歳以上の方、又は40～64歳の要介護認定を受けている方
- ・かかりつけ医による訪問診療を受けている方、又は医療的ケアが必

要なため、介護保険によるショートステイの利用が困難な方

(例えば、褥瘡処置、たん吸引、麻薬の管理、気管切開、胃ろう・腸ろう等経管栄養、静脈栄養、点滴、在宅酸素等を行っており、常時介護が必要な方。神経難病の方)

《入院の目的》

- ① 病状が悪化した時の治療（ただし緊急入院は除く。）
- ② 病状の再評価
- ③ 家族支援（レスパイト等）
- ④ 在宅看取りのための支援（緩和ケアを含む。）
- ⑤ 医療器材（胃ろう等）の交換や調整
- ⑥ 検査や画像診断
- ⑦ リハビリテーションや身体機能評価

2. 入院から退院まで

- ① 入院は原則 14 日以内です。入院期間終了後は、在宅療養に戻ることを原則とします。
- ② 入院の受け入れ可否については、病院の医師が決定します。
- ③ 必要な検査は、その都度行います。
- ④ 本事業利用における費用は、通常の入院費用と変わりません。
個室ご希望の場合はお申し出ください。（差額料は病院ごとに違います。）
- ⑤ 退院前に、利用者・ご家族など・かかりつけ医・病院担当医・ケアマネジャー・訪問看護師などサービス担当者を交え、入院中の経過や今後の生活について情報の共有と相談を行います。

《本事業に関するお問い合わせ》

ご不明な点等ありましたら、かかりつけ医又はケアマネジャーへお問い合わせください。



ききょうの花プロジェクトより

「もっと在宅医療」というロゴマークは、みんなで支えあうようすを表現しました。

中央の花とそれを囲む花々の一枚一枚の花びらが私でありあなたであり・・・

心や体が思うようにならなくても、暮らしの中の豊かな時間を大切にしたい。在宅医療は地域社会全体で老いや病を抱える人を包み込むしくみです。だから、もっとみんなで在宅医療。もっと早い時期から、もっと気軽に・・・もっと輝いて生きるための在宅医療です。